

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第192号

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則

京都市消防局組織規則の一部を次のように改正する。

第3条中 「防災指導係」及び「生活安全係」を削り、「救急業務係」及び「救急指導係」を削り、「災害情報管理課」及び「情報管理係」を削り、「通信係」

「情報通信課」に、「消防係」を「本部指揮救助隊」に改め、「調査救助係」

係」を削り、「装備課」を「指令課」に改める。
「装備課」

第4条予防部の款予防課の項第2号中「事業所の」を削り、「及び」の右に「事業所の」を加え、同款指導課の項第1号中「消防用設備及び」を「消防用設備等及び特殊消防用設備等並びに」に改め、同条安全救急部の款災害情報管理課の項を次のように改める。

情報通信課

- (1) 消防局の情報システムに関する事。
- (2) 消防通信に関する事。

第4条警防部の款警防計画課の項に次の1号を加える。

- (4) 火災その他の災害の原因及び損害の調査に関する事。

第4条警防部の款消防救助課の項第5号を次のように改める。

- (5) 本部指揮救助隊に関する事。

第4条警防部の款消防救助課の項の次に次の1項を加える。

指 令 課

- (1) 災害通報の受付及び出動指令に関すること。
- (2) 災害情報の収集及び管理に関すること。
- (3) 消防指令センターに関すること。

第4条警防部の款装備課の項に次の1号を加える。

- (4) 消防活動総合センターに関すること。

第5条第2項中「総務部施設課及び総務部人事課」を「第5項の表に掲げる課」に改め、同条第5項の表総務部人事課の項を次のように改める。

総 務 部 人 事 課	人事係長 職員係長 給与係長 健康安全係長 厚生係長
安全救急部市民安全課	防災指導係長 生活安全係長
安全救急部救急課	救急管理係長 救急指導係長 救急教育係長
安全救急部情報通信課	情報管理係長 通信係長
警防部警防計画課	警防管理係長 調査係長
警防部消防救助課	消防係長 救助係長

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(関係規則の一部改正)

- 2 京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「安全救急部災害情報管理課」を「警防部指令課」に改める。

(消防局総務部企画課)